ACSES ニュースレター_２３０５号（2022 年 4 月 30 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（27 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:ガスこんろ(都市ガス用)で火災等〈消費者庁〉
・北大研究チーム、データ改ざんの疑いで論文撤回…２０２０年にサイエンス掲載〈新聞報道〉
・海自幹部学校への選抜試験で不正行為…持参した辞書に予想した論文のポイント書き込む〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・三菱電機、検査不正継続は遺憾　社長「故障考えていない」〈Web 報道〉
・神東塗料、不正 500 件超が判明　社長の役員報酬 50%減額〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・父が買ってきた油は「猛毒」だった、食品公害「カネミ油症」はまだ終わっていない
被害は次の世代に、しかし「患者と認定されない」〈Web 報道〉
・粗雑な作りのガストーチにご用心 ～購入時、使用時に気を付けるポイント～〈製品評価技術基盤機構〉／ガストーチ事故増、5 年で 68 件　粗雑なつくりの製品も〈Web 報道〉
・訪問販売業者【株式会社スマイルレスキュー】に対する行政処分について〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・処理水タンク満杯、23年秋に　第1原発、放出時期は維持〈Web報道〉
・東電、処理水放出で補正書提出　福島第1、認可手続きへ〈Web報道〉
・処理水の影響「小さい」　福島原発、調査継続　IAEA〈Web 報道〉
[大災害対策]
・人的活動が災害増加を誘発、頻度さらに高まる見通し　国連報告〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 83 号）〈官報〉
[4] 令和２年度大気汚染防止法の施行状況について〈環境省〉
[5] 中央環境審議会「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」について〈環境省〉
[6] 健康安全
◇長時間労働削減に向けた取組〈厚生労働省〉
◇小児の原因不明の急性肝炎について〈厚生労働省〉
[7] 医薬品
◇特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 174 号）〈官報〉
◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 175 号）〈官報〉
◇厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価

綿毛蔓花車（ワタゲツルハナグルマ）

係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働省告示第 176 号）〈官報〉
◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 177 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 178 号）〈官報〉
[8] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 844 号）〈官報〉
◇生産業者及び輸入業者の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 845 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 846 号）〈官報〉
[9] 食品安全衛生関係
◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 172 号)〈官報〉
[10] 廃棄物関係
◇コロナ禍でプラ製の医療廃棄物が急増　海洋に流出、懸念材料に〈新聞報道〉
[11] 温暖化対策関係
◇2021 年度 環境省 LD-Tech 認証製品一覧の公表について〈環境省〉
◇報告書「令和３年度 移動データを活用した地域の脱炭素化施策検討委託業務～データ駆動型脱炭素まちづくり～」の公表について〈環境省〉
◇気候危機「生きていける上限ギリギリ」　日本国際賞受賞者の警告〈新聞報道〉
[12] 環境安全関係
◇人類は「砂不足」の危機に直面、国連が警告　人口増加と都市化の進展で〈Web 報道〉
[13] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　　［公募結果、意見募集結果］　１件　　［調査結果］　２件　　［統計資料］　３件
[14] その他省庁発表
◇外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程の一部を改正する告示（文部科学省告示第 69 号）〈官報〉
◇「大学研究成果の社会実装マニュアル」を取りまとめました〈経済産業省〉
◇「授業で使える知財創造教育コンテンツ」を取りまとめました〈経済産業省〉
◇ポータブルスキル見える化ツール（職業能力診断ツール）〈厚生労働省〉
[15] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　６件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
[16] 海外の化学物質管理情報
○国際：４件　　○欧州：４件　　○米国：５件　　○カナダ：１件　　○オーストラリア：２件
[17] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：５件　　◇その他：１件
[付録]
◇父が買ってきた油は「猛毒」だった、食品公害「カネミ油症」はまだ終わっていない
被害は次の世代に、しかし「患者と認定されない」〈Web 報道〉
◇「大学研究成果の社会実装マニュアル」を取りまとめました〈経済産業省〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028605/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220428_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：70 件

うち重大事故等として通知された事案：13 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028606/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220428_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):3件

(2)事故情報(食中毒情報)：6件

2. リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：43件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：5件

・消費生活用製品の重大製品事故:ガスこんろ(都市ガス用)で火災等

＜消費者庁　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028607/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220428_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件

（うちガスこんろ（都市ガス用）１件、石油ストーブ（開放式）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件

（うちヘアドライヤー１件、エアコン１件、電気ストーブ１件、

パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、リチウム電池内蔵充電器１件）

・北大研究チーム、データ改ざんの疑いで論文撤回…２０２０年にサイエンス掲載

＜読売新聞　2022 年 4 月 29 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20220429-OYT1T50019/

北海道大の沢村正也教授（有機化学）らの研究チームは、２０２０年８月に科学誌サイエンスに掲載された論文を２９日付で取り下げると発表した。実験データに改ざんの疑いがあることが判明したため。北大は今後、調査委員会を設置し、研究不正の有無などを調べる。

論文では、植物油や食品廃棄物に含まれる脂肪酸を有用な物質に変える触媒を開発したと報告していた。最近になって、核磁気共鳴装置（ＮＭＲ）で観察したとされる複数のデータに改ざんを疑わせる形跡が見つかったという。沢村氏ら６人の著者全員が論文撤回に同意し、サイエンス誌側に申し入れた。

沢村氏は読売新聞の取材に「混乱を起こして申し訳ない」と語った。沢村氏が所属する北大の化学反応創成研究拠点は、文部科学省が選定している国内１４か所の世界トップレベル研究拠点のひとつ。

・海自幹部学校への選抜試験で不正行為…持参した辞書に予想した論文のポイント書き込む

＜読売新聞　2022 年 4 月 15 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220414-OYT1T50266/?ref=yahoo

海上自衛隊は１４日、試験で不正行為をしたとして、第２潜水隊群の３０歳代男性幹部を停職１２日の懲戒処分とした。

発表によると、男性幹部は１月２０日、海自幹部学校の学生選抜試験で、持参した辞書に自分で予想した論文のポイントを書き込んでいたとされる。巡回中の試験官が発見した。

男性幹部は「辞書に文字を書き込むのは問題ないと思っていた」と話しているという。

◇***事故、事件の続報***

・三菱電機、検査不正継続は遺憾　社長「故障考えていない」

＜共同通信　2022 年 4 月 28 日＞　https://nordot.app/892364275468468224?c=39546741839462401

三菱電機の漆間啓社長は 28 日の記者会見で、今月発表した変圧器の検査不正に関し、風土改革に取り組んでいる中で「3 月まで継続していたことは誠に遺憾だ」と述べ、謝罪した。変圧器は一定の検査基準を上回っているなどとして「即座に故障が発生するとは考えていない」と説明。修理や交換は、顧客と相談して対応するとした。

漆間氏は昨年 7 月に発足した調査委員会の全社的な調査に協力し「全容解明に全力で取り組む」と強調。結果を踏まえ、経営陣の処分を検討する考えを示した。

問題の変圧器は兵庫県赤穂市の工場で製造された 3384 台。鉄道や電力会社に納入し、原子力発電所にも使われていた。

・神東塗料、不正 500 件超が判明　社長の役員報酬 50%減額

＜共同通信　2022 年 4 月 28 日＞　https://nordot.app/892299349639823360?c=39546741839462401

中堅塗料メーカーの神東塗料は 28 日、水道管用塗料の規格認証不正取得問題に関し、弁護士らによる特別調査委員会の調査報告書を公表した。顧客に提出する検査成績書で、500 件超の不適切行為があったことが新たに判明。経営責任を明確にするため、高沢聡社長の役員報酬を 5 月から 2 カ月間、50%減らす社内処分を実施する。

高沢氏は、兵庫県尼崎市で記者会見し、水道管用塗料の品質不正問題を受け「取引先や水道の利用者に多大なご迷惑をかけ申し訳ない」と謝罪した。

神東塗料は 1 月、水道管用塗料で認証を不正に取得していた疑いがあると発表した。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・父が買ってきた油は「猛毒」だった、食品公害「カネミ油症」はまだ終わっていない
被害は次の世代に、しかし「患者と認定されない」

＜共同通信　2022 年 4 月 28 日＞　https://nordot.app/889761690817839104?c=39546741839462401

西日本一帯で１９６８年に起きた食品公害「カネミ油症」。カネミ倉庫（北九州市）が製造した米ぬか油を口にした人が、強烈な倦怠（けんたい）感やめまい、皮膚炎などに襲われた。発生からすでに半世紀以上がたち、教科書で学んだ「過去の公害」と感じる人も多いだろう。しかし毒は今も被害者の体をむしばみ、苦しみは続いている。患者の子どもたちも同じような健康被害を訴えており、国も調査を始めた。救済を求める親子に話を聞いた。　　-----＞ *末尾［付録］*

・粗雑な作りのガストーチにご用心 ～購入時、使用時に気を付けるポイント～

＜製品評価技術基盤機構　2022 年 4 月 28 日＞

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2022fy/prs220428.html

ガストーチはキャンプやバーベキューでの火おこしといったアウトドア用だけでなく、あぶり料理用の調理器具としても人気があり、近年、広く使われるようになっています。しかし、その一方でガストーチによる事故が増加しています。NITE(ナイト)に通知された製品事故情報※1 においては、2020 年度以降にガストーチの事故が増加しており、特に製品の不具合による事故が多くなっています。

国内では認証制度を活用した安全向上対策が進むなか、輸入品では安全性能の確認が十分行われた上で販売されているのか判然としない製品が多くあります※2。なかには粗雑な作りによって、正しく使用していてもガス漏れが生じて、やけどなどの重篤な被害を受けるおそれがあるため、注意が必要です。

■ガストーチの気を付けるポイント

〇粗雑な作りのガストーチにはガス漏れなどのリスクがある。

〇購入時には、製造事業者や輸入事業者、販売事業者などの連絡先を確認する。

〇漏れたガスに引火すると消火が難しい場合があるため、必ず、使用前に機器の点検を行う。

・カセットボンベとの接続部やバーナー部に汚れなどが付着していないか

・カセットボンベは適切に装着されているか（固定が不安定でぐらついていないか）
・カセットボンベ装着後にガス漏れによる異音・異臭はしないか
〇大きく傾けて異常燃焼が生じた場合、直ちに立てた状態に戻す。点火は立てた状態で行う。
（※1）消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含みます。
（※2）出典　経済産業省「製品安全規制の見直し」（令和４年３月 25 日）
https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/pdf/019_02_00.pdf

・<u>ガストーチ事故増、５年で 68 件　粗雑なつくりの製品も</u>
＜共同通信　2022 年４月 28 日＞　https://nordot.app/892222607533211648?c=39546741839462401
製品評価技術基盤機構（NITE）は 28 日、2017 年４月～22 年３月の５年間に、ガストーチによる事故が 68 件あったと明らかにした。うち 27 件が製品の不具合によるもので、輸入品が多かった。NITE は「中には、粗雑なつくりで正しく使ってもガス漏れし、やけどなどをする恐れがある製品もある」と注意を呼びかけている。
NITE によると、ガストーチはアウトドアでの火おこし用だけでなく、あぶり料理の調理器具としても人気があり、近年広く使われている。一方で事故が増加しており、20 年度は 19 件、21 年度は 20 件に上った。

・<u>訪問販売業者【株式会社スマイルレスキュー】に対する行政処分について</u>
＜消費者庁　2022 年４月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028506/
関東経済産業局は、蜂等の害虫駆除及び鍵・水道・ガラス・雨漏りの修理等に係る役務を提供する訪問販売業者である株式会社スマイルレスキュー(埼玉県川越市)(以下「スマイルレスキュー」といいます。)に対し、令和４年４月 27 日、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」といいます。)第８条第１項の規定に基づき、令和４年４月 28 日から令和４年７月 27 日までの３か月間、訪問販売に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。
併せて、関東経済産業局は、スマイルレスキューに対し、特定商取引法第７条第１項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
また、関東経済産業局は、スマイルレスキューの代表取締役津久井勝に対し、特定商取引法第８条の２第１項の規定に基づき、令和４年４月 28 日から令和４年７月 27 日までの３か月間、スマイルレスキューに対して前記業務停止命令により業務の停止を命じた範囲の訪問販売に関する業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。)の禁止を命じました。

□<u>*大災害、原発事故対策*</u>
[福島原発事故]
・<u>処理水タンク満杯、23 年秋に　第１原発、放出時期は維持</u>
＜共同通信　2022 年４月 28 日＞　https://nordot.app/892020542679449600?c=39546741839462401
政府と東京電力は 27 日､福島第１原発の汚染水を浄化した処理水の保管タンク計約 137 万トンが満杯になる時期を、従来の「2023 年春ごろ」から「同年秋ごろ」に先延ばしできる見通しとなったと発表した。21 年度の汚染水発生量が１日当たり約 130 トンで、20 年度より約 20 トン減ったため。
東電は 23 年春ごろに処理水の海洋放出開始を目指しており､何らかの事情で放出開始が遅れればタンクが満杯となる事態が懸念されていた。これで試算上は時間の余裕ができることになるが、開始目標は変更しない。
処理水の放出計画は原子力規制委員会が審査しており、今月にほぼ終了した。

・<u>東電、処理水放出で補正書提出　福島第１、認可手続きへ</u>
＜共同通信　2022 年４月 28 日＞　https://nordot.app/892359366625935360?c=39546741839462401
東京電力は 28 日、福島第１原発の処理水放出計画について、これまでの審査会合で指摘を受けた事項を反映させた補正申請書を原子力規制委員会に提出した。規制委は５月にも審査結果を取りまとめた「審査書案」を議論し、計画認可に向けた手続きに入る。

補正では、放出用の海底トンネルの入り口部分となる「立て坑」の保守点検をしやすくするため、当初より広くて浅い形状に変更。処理水移送配管に設置する流量計を、故障に備えて１カ所あたり一つから二つに増やした。放出は、既にタンクに保管中の処理水よりも放射性物質トリチウムの濃度が比較的薄い、日々発生する処理水を優先させるとした。

・処理水の影響「小さい」　福島原発、調査継続　IAEA

＜時事ドットコム　2022 年 4 月 29 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022042900719&g=int

国際原子力機関（IAEA）は 29 日、東京電力福島第１原発から出る放射性物質トリチウムを含む処理水の海洋放出について、安全性を検証する調査団による最初の報告書をまとめた。

報告書は処理水が放出された場合に放射線が人体に与える影響について、東電の分析結果を踏まえ、「日本の規制当局が定める水準より大幅に小さいことが確認された」と指摘した。ただ、安全性に関する最終的な判断は、放出前に発表するとも説明。当面結論を出さず、調査を続ける方針を示した。

調査団は２月に訪日し、福島第１原発の視察や関係省庁、東電へのヒアリングなどを実施した。今後も放出までに行う調査のたびに２カ月後に報告書を公表する。東電は、処理水を保管するタンクが満杯となる時期を、2023 年夏～秋ごろとしている。

[大災害対策]

・人的活動が災害増加を誘発、頻度さらに高まる見通し　国連報告

＜REUters　2022 年 4 月 26 日＞

https://jp.reuters.com/article/climate-change-disasters-report-idJPKCN2MI02N

国連防災機関（ＵＮＤＲＲ）は、人間の活動が災害増加を招いており、過去２０年間に年３５０―５００件の中・大規模災害が発生しているという調査報告を発表した。災害の頻度は今後さらに増す見通しという。

それによると、災害の多くは火災や洪水など自然に関連しているが、パンデミック（感染の世界的大流行）や化学関連事故などもある。発生は２０３０年までに年間５６０件、１日当たりでは１．５件に達する可能性があり、数百万人の生命が脅かされるとみられている。

気候変動でより極端な気象現象が生じているとし、人類が下している決断は余りに視野が狭く、災害リスクの可能性に対して楽観的すぎて無防備になっていると指摘した。

自然災害に対して脆弱な地域の人口拡大も災害の影響増加につながっているとみられている。

国連に報告を提出したアミナ・モハメド副事務総長は、「世界は、生活、建設、投資の方法に災害リスクを組み込む努力を強化する必要がある」と述べた。

また報告によると、発展途上国が災害から受ける影響が不均衡に深刻だとし、災害による国内総生産（ＧＤＰ）の押し下げ幅は、先進国の年平均０．１―０．３％に対し、途上国では１％となっていると指摘。特にアジア太平洋地域の押し下げ幅は平均１．６％と、最も大きいという。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25516.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0SsGIPJAvIeH-N1DY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年４月 29 日版）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25515.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・電気柵で住民閉じ込めも、「ゼロコロナ」に固執…上海ロックダウン１か月

＜読売新聞　2022 年 4 月 29 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/world/20220428-OYT1T50338/

[対策・予防]

◇省庁発表

・「水際対策に係る新たな措置について」HP を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ykEIvBCvoWF-tpBY

・We released new message regarding COVID-19 infection prevention measures.

＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lEYrAC_sXFupwBY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3lUcqAS7tXVqpwRY

・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き　別冊　罹患後症状のマネジメント（第１版）を掲載しました。

＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8nkwhCiXmVlGi2hY

・検疫の入国前ＷＥＢ手続き「ファストトラック」～ 事前審査締め切り時間を日本到着予定時刻の６時間前に短縮します ～

＜厚生労働省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-nFvNM_Q6hmuPOBY

・第 82 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和４年４月 27 日）を掲載しました

＜厚生労働省　2022 年 4 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lFPFO_wyjmOHIBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチン４回目接種用説明書を掲載しました。

＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3lUcqAS7tXVqoIRY

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等

＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8nkwhCiXmVlGjOhY

・新型コロナワクチン接種証明書発行手続　第５回自治体向け説明会　資料

＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-nE4jCCfkVFOheBY

・新たな変異株、国内初確認　仙台、感染者１人軽症

＜共同通信　2022 年 4 月 28 日＞　https://nordot.app/892304553157459968?c=39546741839462401

仙台市は 28 日、これまで国内で未確認の新型コロナウイルスの変異株が１例判明したと発表した。オミクロン株の「BA・1」と「BA・2」の遺伝情報が交ざった「組み換え体」としている。感染者が急速に増える可能性がある派生型「XE」とは異なる。

市によると、感染した患者は３月下旬に発症。海外渡航歴がなく軽症だったため、入院せず療養解除になっている。この患者から感染したケースは確認されていない。

国立感染症研究所の斎藤智也感染症危機管理研究センター長は、今回のウイルスは感染性などに関係する箇所で組み換えが生じており、珍しいタイプと指摘する。

・効果は頭打ち？4 回目接種で見えてきたワクチンの課題とは

＜毎日新聞　2022 年 4 月 29 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220428/k00/00m/040/380000c

****

[3] 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 83 号）

［官報］　令和４年４月 28 日　号外　第 94 号　16～21 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220428/20220428g00094/20220428g000940016f.html

〇厚生労働省令第 83 号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年４月 28 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（健康診断結果報告） **第五十二条**　常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条又は第四十五条の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第六号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 ２　事業者は、第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第六号の二）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	（健康診断結果報告） **第五十二条**　常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条、第四十五条又は第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行なつたときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第六号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 （新設）
（検査及び面接指導結果の報告） **第五十二条の二十一**　常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第六号の二）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	（検査及び面接指導結果の報告） **第五十二条の二十一**　常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第六号の三）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

様式第六号を次のように改める。

様式第６号（第 52 条関係）　定期健康診断結果報告書　　―省略―

様式第六号の二を様式第六号の三とし、様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第６号の２（第 52 条関係）　有害な業務に係る健康診断結果報告書　　―省略―

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の労働安全衛生規則（次項において「旧安衛則」という。）様式第六号の報告書（労働安全衛生規則第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）に係るものに限る。）は、この省令による改正後の労働安全衛生規則様式第六号の二の報告書とみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧安衛則に定める報告書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

４　この省令の施行の日前に行われた労働安全衛生規則第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）に係る同令第五十二条の規定の適用については、なお従前の例による。

****

[4] 令和２年度大気汚染防止法の施行状況について

＜環境省　2022 年４月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110957.html

令和２年度における大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）に基づく届出及び規制事務の件数などの施行状況について取りまとめました。

令和２年度末時点における大防法に基づく規制対象の届出施設数は、ばい煙発生施設が 216,753 施設、揮発性有機化合物排出施設が 3,434 施設、一般粉じん発生施設が 70,869 施設、水銀排出施設※が 4,546 施設でした。

石綿を含有する特定建築材料が使用されている建築物等の解体等に係る特定粉じん排出等作業の実施件数は 16,457 件でした。

また、これら規制対象施設等に対して、令和２年度に実施した行政処分は０件、行政指導は 9,069 件でした。
※ 水銀排出施設に係る規制は、平成 30 年４月１日から施行されました。

１．施設の届出数・作業実施の届出件数

（1）大防法に基づく規制対象施設の届出数

令和２年度末における大防法に基づく規制対象の届出施設数は表１－１のとおりでした。前年度と比較してばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設及び水銀排出施設は減少しました。

表１－１　大防法に基づく規制対象の届出施設数

施　設　名	令和２年度末の届出数 （　）内は前年度末の実績
ばい煙発生施設	216,753（217,170）
揮発性有機化合物排出施設	3,434（ 3,504）
一般粉じん発生施設	70,869（ 70,103）
水銀排出施設	4,546（ 4,588 ）

（2）特定粉じん排出等作業の実施件数

特定粉じん排出等作業※の実施件数は 16,457 件であり、前年度と比較して減少しました。なお、除去された特定建築材料の種類は、主に吹付け石綿、石綿を含有する保温材でした。

※ 特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料（吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材）が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業をいう。

表１－２　特定粉じん排出等作業実施件数

内　　訳	令和２年度の実施件数 （　）内は前年度末の実績
通常解体工事等に係るもの	16,429（18,587）
災害その他非常の事態の発生によるもの	28（　　31）
合　　計	16,457（18,618）

表１－３　除去した特定建築材料の種類（実施件数）

種　類	令和２年度の実施件数 （　）内は前年度の実績
吹付け石綿	11,201（12,151）
石綿含有断熱材	1,398（1,387）
石綿含有保温材	3,357（3,972）

石綿含有耐火被覆材	1,123（1,671）

（備考）１回の特定粉じん排出等作業において、複数の建材を除去する場合があるため、建材ごとに示した実施件数の合計は特定粉じん排出等作業の実施件数と一致しない。

２．規制事務の実施状況

（１）立入検査

立入検査を実施した工場･事業場数等は35,263件でした。特定粉じん排出等作業場が22,671件で全体の約64%、ばい煙発生施設が9,212件で全体の約26%を占めました。

表２－１　立入検査を実施した工場・事業場数等の内訳

内　　訳	令和２年度の立入検査を実施した工場・事業場数等 （　）内は前年度の実績
ばい煙発生施設設置工場・事業場	9,212（12,529）
揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場	429（　593）
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,604（ 1,858）
特定粉じん排出等作業場※1	22,671（27,032）
水銀排出施設設置工場	1,345（ 1,727）
特定施設※2設置工場・事業場	2（　6）
合　　計	35,263（43,745）

※１ 特定粉じん排出等作業場については､特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係るものの件数も含まれる。

※２ 物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等28物質）を発生する施設。

（２）改善命令等の行政処分及び行政指導

令和２年度に実施した行政処分、告発は０件でした。

また、行政指導を実施した施設数等は表２－２のとおりでした。

表２－２　行政指導を実施した施設数等の内訳

内　　訳	令和２年度の行政指導を実施した施設数等 （　）内は前年度の実績
ばい煙発生施設	3,409（ 4,848）
揮発性有機化合物排出施設	108（　134）
一般粉じん発生施設	703（ 1,072）

特定粉じん排出等作業場	4,679（ 5,986）
水銀排出施設	169（ 235）
特定施設	1（ 2）
指定物質排出施設※	0（ 0）
合　　計	9,069（12,277）

（備考） 特定粉じん排出等作業場については、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係るものの件数も含まれる。

※ 指定物質排出施設とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第６（附則第４項関係）に係る施設をいう。

（３）ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数の推移

令和２年度のばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数は515件であり、改善が確認された施設数は207件でした。

なお、これらの行政指導の事例の中には、指導をした翌年度以降に改善を確認している事例等が含まれています。

表３－１　ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数

内　　訳 （ ）内は改善が確認された施設数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
未測定による指導	782 (396)	672 (300)	594 (215)	652 (249)	474 (187)
測定結果の未記録による指導	1 (76)	4 (0)	0 (0)	9 (2)	0 (0)
測定結果の未保存による指導	36 (31)	49 (18)	31 (13)	41 (19)	37 (19)
記録の記載誤り	1 (1)	12 (12)	24 (23)	1 (0)	4 (1)
虚偽の記録	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	820 (504)	737 (330)	649 (251)	703 (270)	515 (207)

大気汚染防止法施行状況調査（令和２年度実績）の詳細については、
https://www.env.go.jp/air/osen/kotei/index.html に掲載しています。

****

[5] 中央環境審議会「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」について

＜環境省　2022 年４月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110947.html

中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会は、令和２年９月から、大気汚染の状況及び現行の施策の進捗状況等を踏まえ、自動車ＮＯｘ・ＰＭ法に基づく総量削減基本方針及び制度全般にわたる検討を行ってきたところです。

令和４年３月に開催した小委員会の審議を踏まえて報告を取りまとめ、当該報告に基づき、本日、中央環境審議会会長から環境大臣に対して答申がなされましたので、お知らせいたします。

今後、本答申を踏まえ、国及び各都府県では、引き続き自動車排出ガス削減に向けた各種対策を継続するとともに、５年後を目処に、制度の在り方について改めて検討することとしています。

■経緯

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第 70 号。以下「自動車ＮＯｘ・ＰＭ法」という。）第６条及び第８条の規定に基づき定められた自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年環境省告示第 22 号。以下「総量削減基本方針」という。）は、平成 32 年度までに二酸化窒素と浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保することを目標としており、また、平成 19 年の改正法附則に基づき、目標の達成状況に応じ、制度全般にわたる検討を行うこととなっていました。

このため、令和２年８月 11 日付けで「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」が環境大臣から中央環境審議会に諮問され、自動車排出ガス総合対策小委員会において検討を行いました。小委員会の審議の過程では、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）案」について、令和４年２月 10 日から３月 10 日まで意見募集（パブリックコメント）を実施しました。今般、令和４年３月 29 日に開催された小委員会（第 17 回）の審議結果に基づき「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」を取りまとめ、本日付で中央環境審議会会長から環境大臣に対し答申がなされました。

■答申の概要

総量削減基本方針に規定されている「平成 32 年度までに窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域において二酸化窒素と浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保する」という目標はほぼ達成されたと評価した上で、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について取りまとめました。答申の概要は以下のとおりです。

・　環境基準値を超過する可能性が十分に低い濃度レベルには至らなかった測定点が一部あったこと等から、引き続き現行の自動車ＮＯｘ・ＰＭ 法に基づく各種施策を継続することが必要。

・　より環境性能の良い車への代替が進むこと等で、さらに環境改善が期待されることなどから、５年後を目途に制度の在り方について改めて検討するべき。

・　対策地域の指定とその解除について都道府県が申請することができるが、これまでその判断規準がなかったため、対策地域の指定解除の判断基準を明確化した。国においては、都道府県から申請があった場合には、判断基準に基づき慎重に審査を行うことが必要。

・　対策地域の指定解除にあたり、ステークホルダーとの調整や解除後の大気環境状況の確認の継続等が必要。

・　自動車使用管理計画の事務の合理化を検討することが望ましい。

※答申の詳細は、別添１，２を御確認ください。

■パブリックコメントの結果　　―省略―

【御意見の概要及びこれに対する考え方】

頂いた御意見の概要及びこれに対する考え方は、別添３を御確認ください。

別添資料

別添１_今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）

https://www.env.go.jp/press/110947/mat1.pdf

別添２_「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」参考資料

https://www.env.go.jp/press/110947/mat2.pdf

別添３_パブリックコメントの結果について（今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について）

https://www.env.go.jp/press/110947/mat3.pdf

****

[6] ***健康安全***

◇長時間労働削減に向けた取組

＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lEYrAC_sXFuo8BY

我が国においては依然として長時間労働が問題となっており、長時間労働の削減は喫緊の課題です。これに取り組むため、「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけや、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の徹底等を行っています。

◇小児の原因不明の急性肝炎について（令和 4 年 4 月 28 日）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-nE4jCCfkVFOh2BY

****

[7] ***医薬品等***

◇特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 174 号）

［官報］　令和 4 年 4 月 28 日　号外　第 94 号　108 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220428/20220428g00094/20220428g000940108f.html

歯科点数表の第 2 章第 12 部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 175 号）

［官報］　令和 4 年 4 月 28 日　号外　第 94 号　108～110 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220428/20220428g00094/20220428g000940108f.html

---

◇厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働省告示第 176 号）

［官報］　令和 4 年 4 月 28 日　号外　第 94 号　110 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220428/20220428g00094/20220428g000940110f.html

---

◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 177 号）

［官報］　令和 4 年 4 月 28 日　号外　第 94 号　110～117 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220428/20220428g00094/20220428g000940110f.html

○厚生労働省告示第 177 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和 4 年 4 月 28 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

―改正された医薬品名のみ記載―＜ACSES 事務局＞

乾燥弱毒おたふくかぜワクチン

水痘抗原

乾燥弱毒生水痘ワクチン

乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）

精製ツベルクリン

沈降Ｂ型肝炎ワクチン

沈降Ｂ型肝炎ワクチン(huGK―14 細胞由来)

組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）
組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）
組換え沈降 pre― Ｓ２抗原・ＨＢｓ抗原含有Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）
組換え沈降２価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）
組換え沈降４価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）
組換え沈降９価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）
乾燥弱毒生風しんワクチン
乾燥弱毒生麻しんワクチン
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン
５価経口弱毒生ロタウイルスワクチン
乾燥濃縮人血液凝固第 IX 因子
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
乾燥抗ＨＢＳ人免疫グロブリン
ポリエチレングリコール処理抗ＨＢＳ人免疫グロブリン
乾燥抗Ｄ（ＲｈＯ）人免疫グロブリン
抗Ｄ（ＲｈＯ）人免疫グロブリン
（削る）　参照ワイル病秋やみ混合ワクチン

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 178 号）

［官報］　令和４年４月 28 日　号外　第 94 号　117～121 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220428/20220428g00094/20220428g000940117f.html

○厚生労働省告示第 178 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年４月 28 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

１　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量
（略）
生物学的製剤
検定を受けるべき医薬品
―検定を受けるべき医薬品名のみ記載―＜ACSES 事務局＞
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）
沈降Ｂ型肝炎ワクチン
沈降Ｂ型肝炎ワクチン(huGK-14 細胞由来)
組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）
組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）
組換え沈降 pre ― Ｓ２抗原・ＨＢｓ抗原含有Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）
組換え沈降２価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）
組換え沈降４価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）
組換え沈降９価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）
２　検定基準
（略）
生物学的製剤

―生物学的製剤名のみ記載―＜ACSES 事務局＞
乾燥弱毒生水痘ワクチン
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）
精製ツベルクリン
沈降Ｂ型肝炎ワクチン
沈降Ｂ型肝炎ワクチン(huGK-14 細胞由来)
組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）
組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）
組換え沈降 pre― Ｓ２ 抗原・ＨＢｓ抗原含有Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）
組換え沈降２価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）
組換え沈降４価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）
組換え沈降９価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）

****

[8] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 844 号）
［官報］ 令和４年４月 28 日 号外 第 94 号 121～123 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220428/20220428g00094/20220428g000940121f.html
肥料の登録の有効期間更新 89 件が公示された。

◇生産業者及び輸入業者の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 845 号）
［官報］ 令和４年４月 28 日 号外 第 94 号 123 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220428/20220428g00094/20220428g000940123f.html
肥料の生産業者及び輸入業者の名称の変更１件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 846 号）
［官報］ 令和４年４月 28 日 号外 第 94 号 123 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220428/20220428g00094/20220428g000940123f.html
肥料の登録失効１件が公示された。

****

[9] ***食品安全衛生関係***

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 172 号)
［官報］ 令和４年４月 28 日 本紙 第 725 号 7 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220428/20220428h00725/20220428h007250007f.html
安全性審査の手続を経た物の品種又は品目：
アミノペプチターゼ、カルボキシペプチターゼ、α－グルコシルトランスフェラーゼ

****

[10] ***廃棄物関係***

◇コロナ禍でプラ製の医療廃棄物が急増 海洋に流出、懸念材料に
＜京都新聞 2022 年４月 29 日＞ https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/780276

****

[11] ***温暖化対策関係***

◇2021 年度 環境省 LD-Tech 認証製品一覧の公表について
＜環境省 2022 年４月 28 日＞ https://www.env.go.jp/press/110987.html

環境省 LD-Tech（Leading Decarbonization Technology）：2050 年カーボンニュートラルに向け、設備・機器等のエネルギー消費効率向上だけでなく、低炭素／脱炭素エネルギーの活用や、ライフサイクル全体の脱炭素化を

後押しすることを目的としている。

１．2021 年度の環境省 LD-Tech 認証製品一覧を公表します。

【添付資料】

資料 1_2021 年度環境省 LD-Tech 認証製品一覧_親型番選択表示.pdf

資料 2_2021 年度環境省 LD-Tech 認証製品一覧_親・派生全型番表示.pdf

資料 3_2021 年度環境省 LD-Tech 認証製品一覧_親・派生全型番表示_Excel 版.xlsx

参考資料 1_その他の CO2 削減に係る最高性能を有する製品一覧.pdf

参考資料 2_環境省 LD-Tech 認証制度 PR 資料.pdf

■　背景

2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、2021 年４月には、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減することを目指すこと、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

「環境省 LD-Tech 認証制度」は、現在商品化済みで我が国の脱炭素化を促進する設備・機器等のうち、CO2 削減に最大の効果をもたらす製品を環境省 LD-Tech 認証製品として情報発信し、脱炭素社会の実現を目指すものです。この度、2021 年度の環境省 LD-Tech 認証製品一覧を取りまとめましたので、公表します。

■　認証結果

日本法人が製造又は販売する、以下の①～③の全てを満たす製品を対象として製品情報を募集し、審査の結果 1,634 製品（親型番製品数：638 製品）を認証しました。

１．　2021 年度 環境省 LD-Tech 水準表に掲載されている設備・機器等に該当する製品

２．　発売済又は令和４年３月 18 日(金)までに発売予定の製品

３．　国内で製造又は販売する製品

認証製品の一覧は、添付資料１及び添付資料２「2021 年度環境省 LD-Tech 認証製品一覧」を御参照ください。

・　トップランナー制度の対象機器として指定される製品（型番）は認証の対象外となりますが、当該製品群のうち、CO2 削減に係る最高性能を有する製品情報については、事務局にて調査を行い、参考資料１「その他の CO2 削減に係る最高性能を有する製品一覧」として取りまとめています。

◇報告書「令和３年度 移動データを活用した地域の脱炭素化施策検討委託業務～データ駆動型脱炭素まちづくり～」の公表について

＜環境省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110978.html

環境省は、令和３年度に実施した「令和３年度移動データを活用した地域の脱炭素化施策検討委託業務」にて受託者である株式会社 Public dots&Company とともに、富山市、加古川市、小田原市を対象に人や自動車等の移動の観点から、データ駆動型脱炭素まちづくりに向けた検討を行いました。
この度、検討した内容を報告書にとりまとめましたので、公表します。

１．背景

第５次環境基本計画（平成 30 年４月閣議決定）においては、持続可能なまちづくりを実現するためには、拠点となるべきエリアに都市機能を集約し、その周辺部や公共交通の沿線に居住を誘導するとともに、これらのエリアを公共交通網のネットワークで結ぶコンパクトシティを形成していく必要があるとしている。都市のコンパクト化や持続可能な地域公共交通ネットワークの形成は、自動車交通量の減少等を通じて CO_2排出量の削減に寄与するとともに、中心市街地の活性化や歩行量・自転車利用の増加による健康の維持・増進につながること等が期待されているということもあり、人や車の移動といった観点から、脱炭素まちづくりを検討することは重要であると考えられます。

一方、近年、情報通信技術の発展等により、様々な分野でビッグデータと呼ばれる多様で膨大なデジタルデータがネットワーク上で生成・流通・蓄積されており、ビッグデータを効果的に分析・利活用することで、地域の課題解決や新たなビジネス検討・実施がなされているところです。

しかしながら、地域で脱炭素まちづくりを実現するために、交通ビッグデータや人流データのような移動デー

タを活用した施策を実施している事例は少ないため、脱炭素施策や都市機能の集約化や公共交通網をネットワークで結ぶコンパクトシティの形成をすすめている富山市、加古川市、小田原市の３地域において、実際にある地域を対象としてその地域の移動データの見える化を実施した上で、そこから地域の脱炭素化を図るために、どのような施策を実施することが有効であるかについて検討し、報告書に取りまとめました。

なお、この報告書は、富山市、加古川市、小田原市の３地域で、「移動データの活用による根拠に基づく政策立案」、「移動データを活用した汎用調査・分析モデルの確立」、「新たな自治体ニーズの掘り起こし」を目的として取組を進め、検討した内容をまとめたものです。

２．報告書の構成（目次）

第０章　業務の目的
第１章　データ駆動型脱炭素まちづくりの取組の必要性
第２章　本業務の進め方（求められる取組の要件定義）
第３章　Case１：富山市における検討
第４章　Case２：加古川市における検討
第５章　Case３：小田原市における検討

３．添付資料

当報告書等については、下記の環境省ウェブページからご確認ください。

URL：http://www.env.go.jp/policy/local_re/r2houkokukai/post_176.html

※以下の資料を掲載しています。

・データ駆動型脱炭素まちづくりのための検討（富山市、加古川市、小田原市）
・業務報告書「令和３年度 移動データを活用した地域の脱炭素化施策検討委託～データ駆動型脱炭素ま　ちづくり～」（全体版及び分割版）

◇気候危機「生きていける上限ギリギリ」　日本国際賞受賞者の警告

＜朝日新聞　2022 年 4 月 29 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASQ4T5WBYQ4LULBH00G.html?iref=comtop_7_07

光合成の研究で気候変動科学に貢献した米スタンフォード大ウッズ環境研究所長のクリストファー・フィールド博士（69）が、今年の日本国際賞（「生物生産、生態・環境」分野）を受賞した。東京都内の会見で「気候危機に対応するための時間はほとんどなくなっている。今すぐ高い野心で温室効果ガスを削減すべきだ。自然保護も重要な対策で、日本が国際的なリーダーとして世界の貧しい国々に力を貸してほしい」と訴えた。

植物は光合成を通じて、二酸化炭素（CO2）を吸収し、地球温暖化抑止に貢献する。フィールド氏は、生きた葉の光合成速度や蒸散量を野外調査で測定できる装置を開発し、光合成の速度が気温や光の環境だけでなく、大気中の CO2 濃度などに依存することを発見。気候モデルと融合させ、地球全体の CO2 吸収量の分布などを解明したことが評価された。

これらの成果は地球温暖化対策の国際ルール「パリ協定」など、気候変動対策の科学的な基盤となっている。フィールド氏は 2014 年に公表された国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次報告書の作業部会共同議長も務めた。

パリ協定では、産業革命前からの気温上昇を 2 度よりかなり低く、できれば 1・5 度に抑える目標を掲げる。フィールド氏は「かつては（今世紀末に）気温上昇が 4～5 度になるといわれたが、（さまざまな取り組みの結果）いまでは 2～3 度ぐらいになった。この 10 年、大きな進歩もあったが、それでも私たちが生きていける上限ギリギリだ」と指摘した。

「干ばつや森林火災の多発など、気候危機の影響は世界中に出ている。人々や企業が何かをやろうという意識があるのに、国際政治がそれについてきていないことは不満だ。日本のように高い技術を持つ国は、経済的な活力を失うことなく、CO2 を削減できるチャンスだと思ってほしい」と述べた。

ただ、ウクライナ侵攻が各国…

****

[12] ***環境安全関係***

◇人類は「砂不足」の危機に直面、国連が警告　人口増加と都市化の進展で

＜REUTERS　2022 年 4 月 28 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/1fc863fe63f6a558b65f117fde230a94091b1322

人類は「砂不足」の危機に直面している、と言ったらあなたは驚くだろうか。砂は、実は水に次いで最も人間に利用される天然資源だ。

その消費量は年間 500 億トンに及び、国連はこのままでは河川や海岸線を破壊し、小さな島々を消滅させる可能性さえあると警告している。危機回避に向け、砂浜の採掘禁止を含む緊急対策を呼び掛けた。

国連環境計画のパスカル・ペドゥッチ氏は、「地質学的速度で更新されている。人類は非常に速いスピードで採掘を続けている」と話す。

砂の採取がいったいどんな問題をもたらしているのか。

砂は、水に次いで世界で最も利用される天然資源だ。ガラスやコンクリート、建築資材などに使用されるが、その使用はほとんど管理されていない。つまり何十万年もかかる地質学的プロセスで形成されるよりも早く、人間は砂を消費しているのだ。

世界的な砂の消費量は過去 20 年で 3 倍に増え、年間 500 億トンに達した。これは 1 人当たり毎日約 17 キロに相当する。

砂の採掘は河川や海岸線を破壊し、小さな島々を消滅させる可能性さえある。

実際にスリランカでは、砂の採取が原因で川の流れが逆流する事態も起きている。その結果、海水が内陸に流れ込み、海水ワニ（イリエワニ）が現れるようになった。

こうした砂の採取は、建設資材を供給するために、世界各地で行われている。東南アジア最長の川であるメコン川は沈下を続けている。

「メコンデルタから砂が大量に運び出され、デルタが沈んでいる。

　取水に海面上昇が重なり、陸地が減少し、肥沃な土壌で塩害が進んでいる。　そのためわれわれは多くの影響を目にするだろう。それこそがわれわれに迫りくる危機であり、回避すべきだ」

現在、砂の需要の中心はアフリカに移っているとみられる。湖や海岸から砂を採取し、都市建設を進めている。海岸では暴風雨など、気候変動の影響をより受けやすくなる危険性もあるという。

では、どのような解決策があるのか。

国連は、海岸での砂の採取を禁止し、海洋の生物多様性に害を及ぼす浚渫（しゅんせつ）に対して国際基準を設定するよう勧告している。

またコンクリートのようなリサイクル素材や採掘の際に出る廃棄物から砂を再利用することで、砂の需要を減らすよう求めている。

****

[13] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）のうち、「地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業」及び「温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業」の公募開始について

＜環境省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110980.html

---

◇グリーンインフラの取組に活用可能な支援制度を取りまとめました

＜環境省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/111004.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇神奈川県相模原市バイオガス熱電併給事業への出資決定について

＜環境省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110967.html

---

[調査結果]

◇消防団員の処遇改善に係る対応状況調査について
＜総務省消防庁　2022 年 4 月 28 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220428_chibou_01.pdf
　総務省消防庁では、全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む。）を対象に、令和４年４月１日現在の消防団員の処遇改善に係る対応状況調査を行い、とりまとめましたので公表します。
　総務省消防庁といたしましては、近年の団員数の大幅な減少を踏まえ、「非常勤消防団員の報酬等の基準」に沿った消防団員の処遇の改善を図られるよう取り組んでまいります。
○ 調査対象 全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む。）
○ 調査時点 令和４年４月１日現在
○ 調査結果
資料１ 都道府県別処遇改善対応状況
資料２ 市区町村別処遇改善対応状況
資料３ （参考）非常勤消防団員の報酬等の基準

◇中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査において調査対象貨物の変更及び調査期間の延長を行います
＜経済産業省　2022 年 4 月 28 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220428005/20220428005.html?from=mj
---

[統計資料]
◇最近の医科医療費（電算処理分）の動向　令和 3 年度 12 月号
＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ykEIvBCvoWF-tRBY

◇最近の医療費の動向-MEDIAS-令和 3 年度 12 月号
＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lEYrAC_sXFupUBY

◇最近の調剤医療費（電算処理分）の動向　令和 3 年度 12 月号
＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2lEYrAC_sXFupYBY
****

[14] *その他省庁発表*

◇外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程の一部を改正する告示（文部科学省告示第 69 号）

［官報］ 令和４年４月 28 日　本紙　第 725 号　6～7 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220428/20220428h00725/20220428h007250006f.html

○文部科学省告示第 69 号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第四号及び第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第五号、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十八条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十四条第二項、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十三条第二項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十四条第二項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十一条第二項の規定に基づき、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年５月 28 日　　文部科学大臣　　末松　信介

外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程の一部を改正する告示

外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第百七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（外国大学等日本校の指定） **第一条**　【略】 一　外国大学等日本校がその本校の課程を有すること（一年以内に当該課程を有すると見込まれる場合を含む。）。 二　　【略】 （指定等の公示） **第四条**　文部科学大臣は、第一条の規定による指定をしたときは、指定日本校の名称、位置及び課程の名称をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消したときも同様とする。	（外国大学等日本校の指定） **第一条**　【略】 一　外国大学等日本校がその本校の課程を有すること 二　　【略】 （指定等の告示） **第四条**　文部科学大臣は、第一条の規定による指定をしたときは、指定日本校の名称、位置及び課程の名称を官報で公示する。当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消したときも同様とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇「大学研究成果の社会実装マニュアル」を取りまとめました　----> *末尾［付録］*

＜経済産業省　2022 年 4 月 28 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220428004/20220428004.html?from=mj

---

◇「授業で使える知財創造教育コンテンツ」を取りまとめました

＜経済産業省　2022 年 4 月 28 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220428006/20220428006.html?from=mj

高等学校の「総合的な探求の時間」でそのまま活用可能な SDGs 教材キットです

1.「SDGs と価値創造～探究の入口～（授業で使える知財創造教育コンテンツ）」作成の背景と概要

2.「SDGs と価値創造～探究の入口～（授業で使える知財創造教育コンテンツ）」の特徴

◇ポータブルスキル見える化ツール（職業能力診断ツール）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wkkAtBinqWl2uhhY

ポータブルスキルについて

「ポータブルスキル」とは、職種の専門性以外に、業種や職種が変わっても持ち運びができる職務遂行上のスキルのことです。

ポータブルスキルの要素は「仕事のし方（対課題）」と「人との関わり方（対人）」において、９要素あります。

【仕事のし方】は仕事における前工程から後工程のどこが得意かをみており、【人との関わり方】はマネジメントだけでなく、経営層や、上司、お客様など全方向の対人スキルをみています。

ツール概要

ポータブルスキル※を測定し、それを活かせる職務、職位を提示するツールです。

特に、ミドルシニア層のホワイトカラー職種の方がキャリアチェンジ、キャリア形成を進める際にご使用いただくことを想定しています。

（なお、本ツールは、キャリアコンサルタント等の支援者が求職者や相談者等に対し相談支援を行う際に活用す

ることを前提としています。）
※ポータブルスキルは、一般社団法人人材サービス産業協議会（JHR）が開発したものです。
ツールは以下のリンク先からご利用いただけます（クリックすると職業情報提供サイト（日本版O-NET）内のページにジャンプします。）。
https://shigoto.mhlw.go.jp/User/VocationalAbilityDiagnosticTool/Step1
****

[15] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年度第２回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会／化学物質審議会第217回審査部会／第224回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会　　5月20日、非公開
＜経済産業省　2022年4月28日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/45046
1. 新規化学物質の審議について
2. その他

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　５月12日
＜厚生労働省　2022年4月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0SsGIPJAvIeH-MtDY

・農薬第一専門調査会（第９回）の開催について　　５月１６日
＜内閣府　2022年4月28日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai1_senmon_9.html
（１）委員長挨拶
（２）専門委員等紹介
（３）専門調査会の運営等について
（４）座長の選出、座長代理の指名
（５）その他

・食品安全委員会（第857回）の開催について　　5月10日
＜内閣府　2022年4月28日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai857.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
　・飼料添加物　１品目
　塩酸L-ヒスチジン
（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
　・農薬「アセキノシル」に係る食品健康影響評価について
　・農薬「トリネキサパックエチル」に係る食品健康影響評価について
　・農薬「トリフロキシストロビン」に係る食品健康影響評価について
　・農薬「ピラジフルミド」に係る食品健康影響評価について
（３）その他

・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会第２１回電気用品整合規格検討ワーキンググループ　　5月19日
＜経済産業省　2022年4月28日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/45026

・大学院部会（第106回）の開催について　　5月11日
＜文部科学省　2022年4月28日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agf0ac667TowqFbP
1. 「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策　中間とりまとめ等について
2. 人文科学・社会科学系の大学院教育に関する方向性　中間とりまとめ（案）について
3. その他

[開催記録、報告、資料等]

・中小企業のカーボンニュートラル促進に向けて、J-クレジットを活性化すべく、第 26 回 J-クレジット制度運営委員会を開催しました　　4 月 27 日
＜経済産業省　2022 年 4 月 28 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220428008/20220428008.html?from=mj
・オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会（第 1 回）議事録　　2 月 16 日
＜文部科学省　2022 年 4 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agf0ac667TowqFbN
1. 議事運営等について
2. オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について
3. その他
・オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会（第 2 回）配布資料　　4 月 21 日
＜文部科学省　2022 年 4 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agf0ac667TowqFb0
1. オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について
2. その他
****

[16] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 583 号　2022 年 4 月 27 日　から＞

〇国際

・Join our webinar on integrating value chain approaches to determining BAT for industrial installations
＜経済協力開発機構(OECD)＞　https://www.oecd.org/env/ehs/risk-management/best-available-techniques.htm
標記ウェビナーが開催される。開催日は 2022/05/05。
・Draft Guidance and Review Documents/Monographs
＜経済協力開発機構(OECD)＞
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-guidance-review-documents-monographs.htm
8 つの Adverse Outcome Pathway (AOP) ガイダンス案に対する意見募集が開始された。 意見募集は 2022/06/10 まで。
・世界気象機関、気候変動から人々の健康を守る取り組みを紹介　(発表日：2022.04.07)
＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=33541
・生物多様性条約、地球環境ファシリティに対する多額資金の拠出を発表　(発表日：2022.04.08)
＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=33543

〇欧州

・Commission Delegated Regulation (EU) 2022/643 of 10 February 2022 amending Regulation (EU) No 649/2012 of the European Parliament and of the Council as regards the listing of pesticides, industrial chemicals, persistent organic pollutants and mercury and an update of customs codes (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC)　2022 年 4 月 20 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R0643&qid=1650422619158
有害化学物質の輸出入に関する修正規則が官報公示された。発効日は 2022/07/01。
・ECHA Weekly - 20 April 2022
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 4 月 20 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-153
・22 harmful chemicals added to PIC - exporters must notify from July
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 4 月 21 日＞
https://echa.europa.eu/-/22-harmful-chemicals-added-to-pic-exporters-must-notify-from-july
22 の有害化学物質が PIC 規則に追加された。2022/07/01 に適用される。
・欧州委員会、F ガスとオゾン層破壊物質の規制を強化へ (2022.04.05 発表)
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 4 月 21 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46996&oversea=1

〇米国

・Final Allocations of Cross-State Air Pollution Rule Allowances From New Unit Set-Asides for 2021 Control Periods

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 4 月 18 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/04/18/2022-08157/final-allocations-of-cross-state-air-pollution-rule-allowances-from-new-unit-set-asides-for-2021

標記情報の公表について官報公示された。

・The Biden-Harris Administration and EPA Continue Progress Cutting Super-Pollutants, Barring Illegal Imports, and Speeding Transition to Cleaner New Technologies to Fight Climate Change and Save Money

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 4 月 19 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-and-epa-continue-progress-cutting-super-pollutants-barring

標記プレスリリースが掲載された。対象となるのは、Hydrofluorocarbons (HFCs)。

・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for March 2022

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 4 月 22 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/04/22/2022-08588/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-march-2022

標記通知が官報公示された。意見募集は 2022/05/23 まで。

・アメリカ国立科学財団、道路用塩と他の汚染物質による淡水域の塩害に関する 研究を紹介（発表日：2022.04.04）

＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=33501

・アメリカ環境保護庁、アスベスト禁止規則案を発表（2022.04.05 発表）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 4 月 21 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46995&oversea=1

〇カナダ

・The Final Screening Assessment for Dicyclopentadiene was published.

＜カナダ　2022 年 04 月 22 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/dicyclopentadiene.html

---

〇オーストラリア

・Call for information: chemicals that are unlikely to need further human health risk management controls - closes 17 June 2022

＜オーストラリア　2022 年 4 月 22 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/call-information-chemicals-are-unlikely-need-further-human-health-risk-management-controls-closes-17-june-2022

標記の情報提供について掲載された。情報提供は 2022/06/17 まで。

・Draft evaluations open for comments until 17 June 2022

＜オーストラリア　2022 年 4 月 22 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/draft-evaluations-open-comments-until-17-june-2022

157 の工業用化学物質に関する 27 の評価草案が発表され、意見募集が開始された。 意見募集は 2022/06/17 まで。

****

[17] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 95,96 例目）

＜環境省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/111037.html
・北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 23 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220428.html
・秋田県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 94 例目）
＜環境省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/111036.html

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220428_4.html
・米国向け家きん由来製品の輸出再開について（兵庫県）
＜農林水産省　2022 年 4 月 28 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220428_3.html
---

◇*その他*
・困窮家庭の受験生、46%が受験 1 校　56%が塾・予備校に通わず
＜毎日新聞　2022 年 4 月 28 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220428/k00/00m/040/022000c
　認定 NPO 法人「キッズドア」（東京都）は 27 日、困窮家庭の子どもの大学進学に関し、2021 年度に実施したアンケートの結果を公表した。新型コロナウイルスの感染拡大後 2 回目の調査で、20 年度より「受験校数を減らした」が 9 ポイント増えて 67%となり、全体の 46%が受験校数は「1 校」と答えた。受験料の負担を抑えるため、複数校の受験を迫られがちな一般入試を避けて、推薦入試に絞ったケースも多いという。
　キッズドアが運営する基金が、21 年度に奨学金を支給した受験生と保護者を対象として 3 月にアンケートを実施し、601 件の回答を得た。奨学金を支給した家庭は、96%が年収 200 万円以下で、84%がひとり親世帯。コロナ禍による失業や収入減などの影響を受けた家庭が 46%だった。
　受験校（学部）数は 1 校が 46%で最多。2 校（16%）、3 校（12%）、4 校（12%）と合わせ全体の 86%が 4 校以下だった。保護者に対し、経済苦による進学への影響を聞くと、56%が「塾・予備校に通わなかった・減らした」と答え、推薦入試を受験した人のうち 47%は「一般受験でなく、推薦を選んだ」とした。
　自由記述欄には「受験料が 3 万 5000 円もするのでお金は水のようになくなる。頑張る受験生に優しい世の中になって」「両親がお金のことで毎日言い争いをしている」などという声が寄せられた。
　キッズドア基金の松見幸太郎代表理事は「受験料が出せず、推薦で合格できる大学にランクを下げた受験生も多い。4～5 校受けるのが通常の私大受験で、受験校数を切り詰めるのは、大きな格差につながる」と指摘。東京都が設けている、8 万円を上限に無利子で受験料を貸し付け、入学すれば返済免除となる支援制度を挙げ、同様の制度を全国に拡大するよう国に求めた。
　キッズドアは大学・短大への進学を希望する高校 3 年と浪人生を対象に、進学準備金 5 万円と入学準備金 10 万円を計 600 人に給付する奨学金を用意し、5 月 15 日まで募集している。
****
[付録]
◇父が買ってきた油は「猛毒」だった、食品公害「カネミ油症」はまだ終わっていない
被害は次の世代に、しかし「患者と認定されない」　*上記［1］関係*
＜共同通信　2022 年 4 月 28 日＞　https://nordot.app/889761690817839104?c=39546741839462401
　西日本一帯で１９６８年に起きた食品公害「カネミ油症」。カネミ倉庫（北九州市）が製造した米ぬか油を口にした人が、強烈な倦怠（けんたい）感やめまい、皮膚炎などに襲われた。発生からすでに半世紀以上がたち、教科書で学んだ「過去の公害」と感じる人も多いだろう。しかし毒は今も被害者の体をむしばみ、苦しみは続いている。患者の子どもたちも同じような健康被害を訴えており、国も調査を始めた。救済を求める親子に話を聞いた。
　▽顔は腫れ、息もできない
　長崎県の五島列島で生まれ育った福岡県大牟田市の森田安子さん（６８）。中学３年だった６８年春、父親が近くの商店で買ってきたのがカネミ倉庫製の油だった。既に母親は他界し、父と妹２人、弟の５人暮らし。魚介

の天ぷらを作るなどしてみんなで食べた。夏ごろ、急に顔が腫れあがり、ぜんそくのように苦しく息ができなくなった。ひどい倦怠（けんたい）感で寝たきりの日々。高校には進めず、看護師になる夢は諦めた。

近所の人にも同様の被害が出た。商店は「毒を売った店」と叩かれ、店主が謝罪に尋ねてきたのを覚えている。島で患者かどうか調べる集団検診があったが、寝たきりで受診できなかった。当時は皮膚症状を重視。妹２人と弟が受けると、黒い吹き出物がある２番目の妹だけが認定された。しかし認定されなかった妹は頻繁に倒れ、弟はぼうこう炎に悩まされ続けた。健康だった父は油を食べてから心臓が弱くなり、６年後に狭心症の発作で階段から落ちて亡くなった。

「当時、自分は原因不明の体調不良だと思いこんでいた」。患者認定された妹と自分では全く症状が違う。「当時はネットもない。油症についての情報が全くなかった」。その後、国が油症を「食中毒」と位置づけたことで「社会も『一時的な健康被害』と受け止め、次第に関心は薄れていった」。２４歳の時に結婚し、子どもを望んだが３度の流産を経験した。悲しみを乗り越え一男二女に恵まれたが、倒れることも多く「思ったような子育てはできなかった」。子どもたちも成長するにつれ、倦怠感やぜんそくが現れてきた。

カネミ油を食べたことは夫に打ち明けてはいたが、「自分は患者ではないはず…」。ましてや油症が次世代にまで影響が及ぶものだとは全く知らなかった。転機となったのは２００９年。油症患者を取り上げた新聞記事が目に入り「症状が自分にそっくりだ」と驚いた。新たな患者の認定基準には、ダイオキシン類の血中濃度が加わっていた。油症検診を受けると基準値の５０を大きく上回る７３・９２。「自分もそうなのか」。油を食べてから約４０年、ついに患者として認定された。

▽カネミ油症とは

カネミ倉庫製の米ぬか油にポリ塩化ビフェニール（ＰＣＢ）や猛毒のダイオキシン類が混入し、多くの健康被害をもたらした。被害を訴えたのは長崎県五島市や福岡県を中心に計約１万４千人に上るが、厚生労働省によると、２１年末時点での累計認定患者数は２３５５人。うち子ども世代は約５０人いる。患者の診断基準には、発病条件の中に「油症母親を介して児にＰＣＢなどが移行する場合もある」と明記されている。

被害者側は、同社や国らを相手に多くの法廷闘争を展開。被害者救済法ができたのは１２年だった。患者に認定されると、カネミ倉庫から一時金として２３万円を受け取る。健康調査に協力すると国が１９万円、カネミ倉庫が年５万円と医療費自己負担分などを支払うことになった。また同法では新たに、認定患者と同居していた家族で、一定の症状のある人も認定されることになった。

患者の子どもでも被害を訴える人はいるが、直接食べた親世代に比べて血中濃度の数値は低く、認定されないケースが多かった。そうした状況を打開しようと、２０年に被害者の支援団体は、子や孫らを対象とした健康調査を実施。一般成人よりも、油症特有の症状である腰痛や肩こりなどを訴える人の割合が高かった。被害者側は次世代の救済を求める要望書を国に提出。２１年に国も初めてとなる全国調査を始めた。

▽ずさんな対応、国への強い不信感

「今まで国は２世の被害を見て見ぬふりをしてきた。今回の調査が認定につながるのか疑問」と話すのは森田さんの長女（４３）。１０代のころから、皮膚症状や婦人科系の疾患に苦しんできた。母とともに油症検診を受けると、ダイオキシン類の血中濃度の数値は５１・６８。基準に達したのになぜか認定されず、抗議しても覆らなかった。２回目も４９・４８で棄却。３回目、一番低い４５・６だったが、これまでの結果を総合的に見て認定すると知らせがあった。「ずさんな認定。基準はあってないようなものだ」と感じた。

小さい頃から突然のめまいに襲われ、乾癬で皮膚がぽろぽろとはがれた。安子さんによると、長男も検診を受けたが、認定は長女だけ。長男の数値は３５ほどだが、皮膚症状は一番重い。ひどい時には全身やけどのように皮膚が荒れ、病院通いが欠かせない。次世代への調査が始まった一方、あるのは国への強い不信感。調査が直ちに認定基準の変更につながるとは思えず、３人それぞれ今回の参加は見送ったという。

３世への不安もある。２１年５月、次女のもとに赤ちゃんが生まれた。安子さんは「孫が生まれてうれしい気持ちと同時に怖い気持ちも押し寄せた」。新生児のころ、油症の症状の一つである「目やに」が出た。医師に聞くと「めずらしい」という。次女は子どもへの影響を考え、母乳をあげていない。「孫に何かあったらどうしよう」。常に不安が付きまとう。

安子さんは「生まれながらに被害を受け継いでしまった次世代については、無条件で患者として認定すべき」と強調。長女も「認定、未認定に限らず２世もたくさんの不調を抱え、日々を生きている」と訴える。

▽透明性のある認定と適切な補償を

国の次世代調査を担う「全国油症治療研究班」は２月、調査の中間報告を発表した。回答したのは子ども３２２人、孫６６人。倦怠（けんたい）感や頭痛を訴える人はそれぞれ約４割いた。先天性疾患である口唇口蓋（こうがい）裂や心臓の壁に穴が開いていた人もいた。

回答者には今後油症検診を受けてもらい、客観的なデータを集め、患者認定基準の見直しを国などと協議する。これまで血中濃度の数値が低く未認定だった二世からは期待の声が上がる一方、そもそも医学的な基準にとらわれない認定の拡大を求める声もある。

高崎経済大の宇田和子准教授（環境社会学）は「医学的根拠を必須とする以上、未認定患者が産み出され続ける」と指摘。同様の公害が起きた台湾では、母親が認定患者であれば専門家の診断なしに認定されるという。国は「医学的エビデンスがないと認定できない」という一方で、１２年の被害者救済法では医学的根拠を用いていない「同居家族認定」を認めた。「画期的な判断だった。国は自らタブーを破っている」と指摘する。

脆弱な補償体制も大きな問題だ。水俣病では患者に認定されると原因企業のチッソから一時金１６００～１８００万円が支払われており、大きな差がある。油症患者の医療費についても、カネミ倉庫が支払える範囲で行われており、長年患者が求めている入院中の食費は保険診療の適用外を理由に支払われていない。会社の経営が悪化しないよう、患者側が我慢を強いられているとの指摘がある。今後、多くの次世代が患者認定された場合、さらなる補償の圧迫につながる可能性もある。

国は補償に対し「汚染者負担」の原則を掲げる一方で、毎年カネミ倉庫に政府備蓄米の保管を委託して経営を支える。宇田准教授は「既に原則は崩れており、国は患者の要求が満たされていない以上、どうしたら実現できるのか積極的に考えるべき」と強調。その上で「今の状況では次世代が患者として名乗り出るメリットがあまりにも少ない。被害の全容を解明するためには、透明性のある認定と適切な補償が欠かせない」と訴えた。

◇「大学研究成果の社会実装マニュアル」を取りまとめました　　上記［14］関係

＜経済産業省　2022 年 4 月 28 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220428004/20220428004.html?from=mj

特許庁は、大学に知財の専門家を派遣する、2021 年度「知財戦略デザイナー派遣事業」において得られた知見を取りまとめた「大学研究成果の社会実装マニュアル（知財戦略デザイナー派遣事業 2021 ナレッジ集）」を公表します。

本ナレッジ集は、研究成果の発掘から事業化までを初めてマニュアルの形式で取りまとめたもので、VC 在籍経験等、様々な経験を有する知財戦略デザイナーが行った支援の実態が集約されています。

大学の研究成果を社会実装する多くの場面において参考にしていただける、大学の知財や産学連携に携わる方々にとって必携の一冊です。

1. 知財戦略デザイナー派遣事業の概要

特許庁は、2019 年度から、「知財戦略デザイナー」を大学に派遣しています。知財戦略デザイナーは、大学内で埋もれている研究成果を発掘し、研究成果の社会実装を通じた社会的価値・経済的価値の創出に向け、未来を見据えた知財戦略（共同研究への発展、事業化などのプラン等）を、研究段階からデザインします。本事業は、学内の研究支援や産学連携に携わる方々(リサーチ・アドミニストレーター等)と協働し、大学の「知」を源泉とするイノベーション創出を支援するものです。

2.「大学研究成果の社会実装マニュアル（知財戦略デザイナー派遣事業 2021 ナレッジ集）」の概要と特徴

これまでに公表した知財戦略デザイナー派遣事業ナレッジ集は、大学が有する個別具体的な課題に対し、知財戦略デザイナーがどのような活動をしたかを紹介した事例集形式でした。

今回公表する 2021 ナレッジ集は、これまでの事例集形式とは異なり、知財戦略デザイナー派遣事業の実施により蓄積された知財戦略デザイナーの知見やノウハウを集約したマニュアルの形式としています。本ナレッジ集では、大学における研究成果を発掘・知財化し、取得した知財を活用した社会実装までの一連のプロセスについて、検討事項、具体的取組例や留意点を解説しており、大学の研究成果を社会実装する多くの場面において参考にしていただけます。

3.「大学研究成果の社会実装マニュアル（知財戦略デザイナー派遣事業 2021 ナレッジ集）」における掲載事項

Part 1（基礎編）
研究成果の社会実装のプロセスを、①発明発掘、②特許出願戦略の策定、③知財活用（企業との共同研究、大学発スタートアップ設立等）の３つの工程に分け、検討手順例等を解説しています。
（例）
研究者ヒアリングにおける技術分野別の検討事項
「企業にとって使いやすい特許」とは
VC 目線でのスタートアップ評価観点を踏まえた事業計画の策定 等

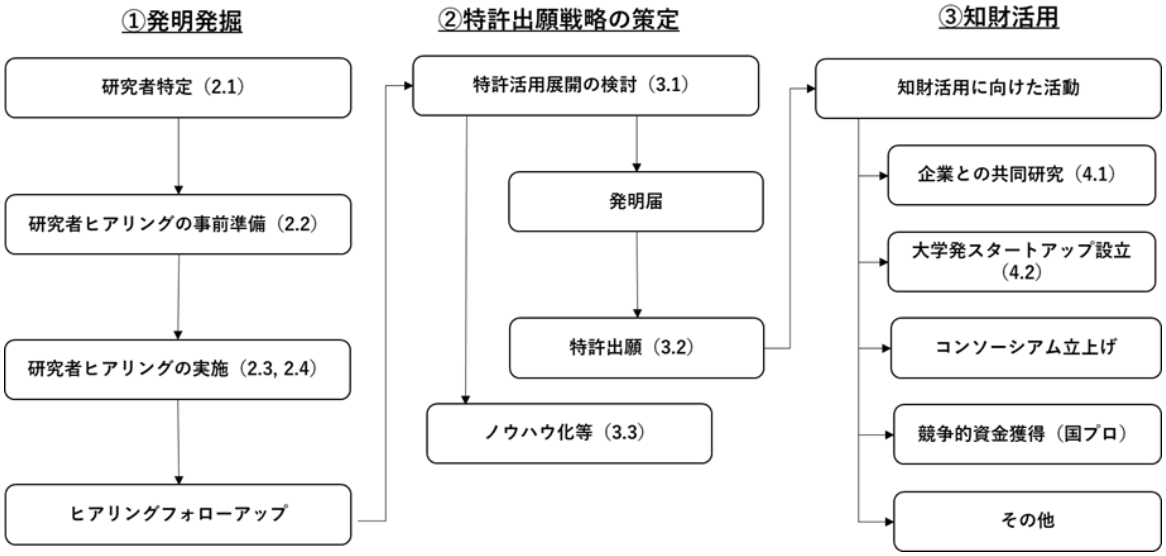

研究成果の社会実装の全体像と本マニュアルの構成
Part 2（応用編）
上記①～③の個別シーンにおいて活用可能な、知財戦略デザイナーのナレッジを事例集形式で紹介しています。
（例）
論文情報からの有望な研究者の特定方法
研究者とのコミュニケーションツールとしての簡易特許マップやクレームチャートの活用方法 等

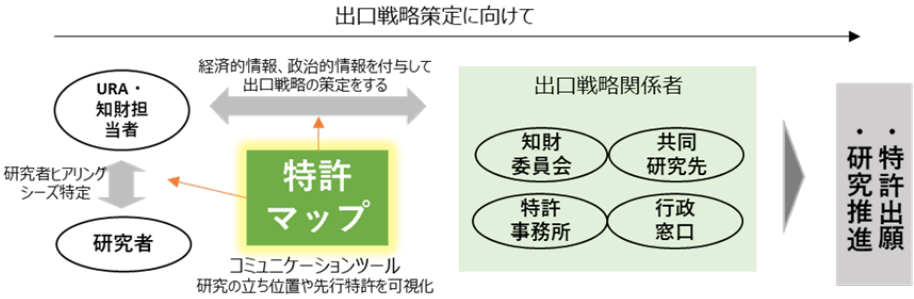

Part 2（応用編）における掲載事項の例（特許マップを研究者とのコミュニケーションツールとして活用）
関連資料
知財戦略デザイナー派遣事業 2021 ナレッジ集 大学研究成果の社会実装マニュアル～誰も教えてくれない発明発掘・特許出願戦略～
https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/document/designer_haken/2021-knowledge.pdf
知財戦略デザイナー派遣事業 2021 ナレッジ集（概要版） 大学研究成果の社会実装マニュアル～誰も教えてくれない発明発掘・特許出願戦略～
https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/document/designer_haken/2021-knowledge-summary.pdf
********** 以上 **********